

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成十五年環境省告示第六十五号）の1部を改定した件新旧対照表
 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成十五年環境省告示第六十五号）

（横線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>前文（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の<u>确实かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項</u></p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 処理施設の整備に関する方針 （略）</p> <p>拠点的広域処理施設については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の大部分を占め、迅速に処理体制を確保することが必要となっている高圧トランス等及び<u>汚染物等</u>を処理の対象物の中心として整備を進めることとする。</p> <p>（略）</p> <p>第3節 日本環境安全事業株式会社を活用した拠点的広域処理施設による処理体制の整備の方向</p> <p>1 日本環境安全事業株式会社による拠点的広域処理施設の整備</p> <p>国は、地元地方公共団体との調整の結果を踏まえ、次の表</p>	<p>前文（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の<u>确实かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項</u></p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 処理施設の整備に関する方針 （略）</p> <p>拠点的広域処理施設については、<u>当面</u>、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の大部分を占め、迅速に処理体制を確保することが必要となっている高圧トランス等を処理の対象物の中心として整備を進めることとする。<u>また、分解すべきポリ塩化ビフェニルの量そのものはわずかである汚染物等については、技術的蓄積が進み、安全かつ効率的に処理できる状況にあることから、その処理体制の整備について早急に検討を進めることとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第3節 日本環境安全事業株式会社を活用した拠点的広域処理施設による処理体制の整備の方向</p> <p>1 日本環境安全事業株式会社による拠点的広域処理施設の整備</p> <p>国は、地元地方公共団体との調整の結果を踏まえ、次の表</p>

に掲げるとおり、日本環境安全事業株式会社を活用した拠点
的広域処理施設の整備を推進する。

事業名	実施場所	事業対象地域	処理対象	施設能力	事業の時期
北九州	福岡県 北九州市 若松区 響町1丁目	鳥取県、 島根県、 岡山県、 広島県、 山口県、 徳島県、 香川県、 愛媛県、 高知県、 福岡県、 佐賀県、 長崎県、 熊本県、 大分県、 宮崎県、 鹿児島県、 沖縄県	第1期工事で 整備する施設 においては、 北九州市の区 域等に存する 高圧トランス 等及び廃ポリ 塩化ビフェニ ル等をまず対 象とし、第2 期工事で整備 する施設と合 わせて、事業 対象の全区域 内の高圧トラ ンス等、廃ポ リ塩化ビフェ ニル等及び汚 染物等	高圧トランス 等及び廃ポリ 塩化ビフェニ ル等について 1.5トン/日(ポ リ塩化ピフエ ニル分解量) 汚染物等につ いて10.4トン /日(汚染物 等量)	処理の開始の予定 時期 平成16年12月 事業の完了の予定 時期 平成28年3月
豊田	愛知県 豊田市 細谷町3	岐阜県、 静岡県、 愛知県	高圧トランス 等及び廃ポリ 塩化ビフェニ	1.6トン/日(ポ リ塩化ピフエ ニル分解量)	処理の開始の予定 時期 平成17年9月

に掲げるとおり、日本環境安全事業株式会社を活用した拠点
的広域処理施設の整備を推進する。

事業名	実施場所	事業対象地域	処理対象	施設能力	事業の時期
北九州	福岡県 北九州市 若松区 響町1丁目	鳥取県、 島根県、 岡山県、 広島県、 山口県、 徳島県、 香川県、 愛媛県、 高知県、 福岡県、 佐賀県、 長崎県、 熊本県、 大分県、 宮崎県、 鹿児島県、 沖縄県	第1期工事で 整備する施設 においては、 北九州市の区 域等に存する 高圧トランス 等及び廃ポリ 塩化ビフェニ ル等をまず対 象とし、第2 期工事で整備 する施設と合 わせて、事業 対象の全区域 内の高圧トラ ンス等、廃ポ リ塩化ビフェ ニル等及び汚 染物等	第1期 0.5トン/日(ポ リ塩化ピフエ ニル分解量) 第2期 約1.3トン/日 (ポリ塩化ピ フェニル分解 量)	処理の開始の予定 時期 平成16年12月 事業の完了の予定 時期 平成28年3月
豊田	愛知県 豊田市 細谷町3	岐阜県、 静岡県、 愛知県	高圧トランス 等及び廃ポリ 塩化ビフェニ	1.6トン/日(ポ リ塩化ピフエ ニル分解量)	処理の開始の予定 時期 平成17年9月

	丁目	三重県	ル等)	事業の完了の予定 時期 平成28年 3月
東 京	東京都 江東区 青海 2 丁 目地先	埼玉県、 千葉県、 東京都、 神奈川県	トランス、コ ンデンサ、安 定器が廃棄物 となったもの 並びに廃ポリ 塩化ビフェニ ル等	2.0トン/日(ポ リ塩化ピフ ェニル分解量)	処理の開始の予定 時期 平成17年11月 事業の完了の予定 時期 平成28年 3月
大 阪	大阪府 大阪市 此花区 北港白津 2 丁目	滋賀県、 京都府、 大阪府、 兵庫県、 奈良県、 和歌山県	高圧トランス 等及び廃ポリ 塩化ビフェニ ル等	2.0トン/日(ポ リ塩化ピフ ェニル分解量)	処理の開始の予定 時期 平成18年 8月 事業の完了の予定 時期 平成28年 3月
北 海 道	北海道 室蘭市 仲町	北海道、 青森県、 岩手県、 宮城県、 秋田県、 山形県、 福島県、 茨城県、 栃木県、 群馬県、 新潟県、	高圧トランス 等、 <u>廃ポリ塩 化ビフェニル 等及び汚染物 等</u>	<u>高圧トランス 等及び廃ポリ 塩化ビフェニ ル等について 1.8トン/日(ポ リ塩化ピフ ェニル分解量)</u> <u>汚染物等に係 る施設能力に</u>	処理の開始の予定 時期 <u>平成20年 4月</u> 事業の完了の予定 時期 平成28年 3月

	丁目	三重県	ル等)	事業の完了の予定 時期 平成28年 3月
東 京	東京都 江東区 青海 2 丁 目地先	埼玉県、 千葉県、 東京都、 神奈川県	トランス、コ ンデンサ、安 定器が廃棄物 となったもの 並びに廃ポリ 塩化ビフェニ ル等	2.0トン/日(ポ リ塩化ピフ ェニル分解量)	処理の開始の予定 時期 平成17年11月 事業の完了の予定 時期 平成28年 3月
大 阪	大阪府 大阪市 此花区 北港白津 2 丁目	滋賀県、 京都府、 大阪府、 兵庫県、 奈良県、 和歌山県	高圧トランス 等及び廃ポリ 塩化ビフェニ ル等	2.0トン/日(ポ リ塩化ピフ ェニル分解量)	処理の開始の予定 時期 平成18年 8月 事業の完了の予定 時期 平成28年 3月
北 海 道	北海道 室蘭市 仲町	北海道、 青森県、 岩手県、 宮城県、 秋田県、 山形県、 福島県、 茨城県、 栃木県、 群馬県、 新潟県、	高圧トランス 等及び廃ポリ 塩化ビフェニ ル等	<u>1.8トン/日(ポ リ塩化ピフ ェニル分解量)</u>	処理の開始の予定 時期 <u>平成19年10月</u> 事業の完了の予定 時期 平成28年 3月

	富山県、 石川県、 福井県、 山梨県、 長野県	については、処 理対象量の把 握等を踏まえ 、今後設定す る。	
--	-------------------------------------	---	--

(注) 北海道事業における汚染物等に係る施設能力については、当面、
一日当たり8トン以上(汚染物等量)とする。

2・3 (略)

第4節・第5節 (略)

第3章 (略)

	富山県、 石川県、 福井県、 山梨県、 長野県		
--	-------------------------------------	--	--

2・3 (略)

第4節・第5節 (略)

第3章 (略)